

## 宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会

日 時：令和6年1月23日（火）

午前9時30分から

場 所：議会庁舎4階 第2会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 正副座長互選
- 3 会議の公開について
- 4 条例検討の理由について
- 5 検討スケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉会

宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会 委員名簿

自由民主党・県民会議	石川光次郎
	村上智行
	渡辺勝幸
	伏谷修一
みやぎ県民の声	小畑仁子
日本共産党宮城県会議員団	ふなやま由美
公明党県議団	大池康一
立憲・無所属クラブ	かっち恵

(令和5年12月19日指名)

## 宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会運営要綱

(設置)

第1 がん対策の推進等を目的とする条例案について協議するため、宮城県議会に、がん対策推進に係る条例検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(構成)

第2 検討会は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(期間)

第3 検討会の設置期間は、設置の日から令和7年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4 検討会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会の事務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会は、座長が招集し、これを主宰する。ただし、第1回目に開催される検討会は、議長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により検討会に出席できない場合は、その代理者を検討会に出席させることができる。

(協議事項)

第6 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) がん対策の推進等を目的とする条例案の策定に係る事項

(2) その他座長が必要と認める事項

(議長への報告)

第7 座長は、検討会の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第8 座長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他座長が必要と認める事項

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員の任期満了の日をもって、その効力を失う。

## 条例制定の意義

### 1 がんを取り巻く現状と課題

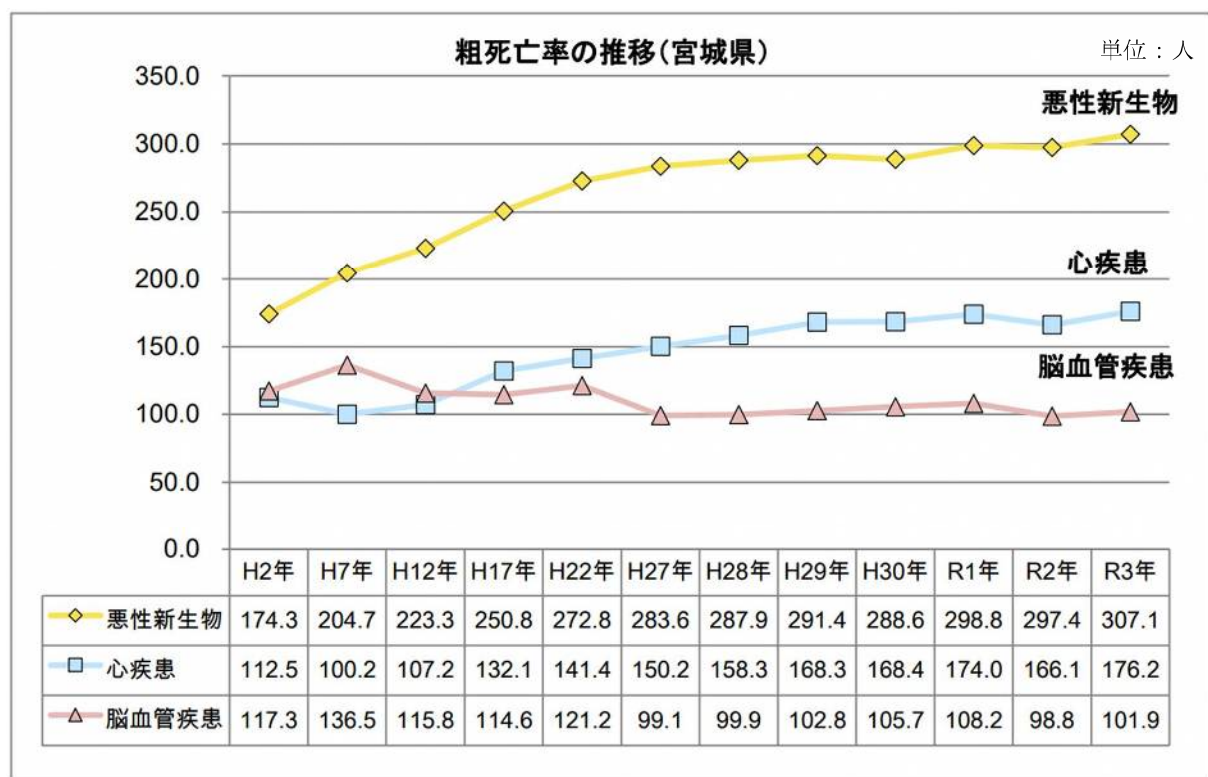
- ・ がん（悪性新生物）は、本県・全国ともに**死因の第1位**で、死亡者全体の25%以上を占めている。高齢者人口の増加に伴い、**がんの罹患数及び死亡数も増加傾向**にあり、生命・健康にとって重大な問題となっている。
- ・ がん対策推進に係る条例については、41都道府県ですでに制定されている。
- ・ 本県でも、条例の制定を望む声が医療関係者や患者団体から寄せられている。

### 2 条例の制定目的・制定によって期待される主な効果

がん対策の総合的かつ計画的な推進		
県、市町村、県民、医療機関、事業主、医療保険者等の役割を明らかにする。	がん対策に係る <b>施策の基本となる事項</b> を定める。	条例制定により普及啓発を図り、県民の <b>がんに対する関心</b> を高める。

### がんの克服と共生

（参考）主な死因の粗死亡率（人口10万対）※の推移（県）



出典：宮城県保健福祉部「データからみたみやぎの健康 令和4年度版」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/data-health-r4.html>

※ 一定期間の死亡数をその期間の人口で割った人口10万人当たりの死亡率で、年齢調整をしていない。

## 検討スケジュール（案）

令和7年2月定例会上程（想定）

時 期（例）	検討会	手 続
R6.1月下旬	↕	<b>正副座長互選</b>
<b>2月定例会中～</b> <b>6月定例会中</b>	↕ 数回	<b>パブリックコメント用骨子案の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行部・参考人意見聴取</li> <li>・ 委員間討議</li> <li>・ 議長の承認</li> <li>・ 各会派政務調査会長会議：骨子案の説明</li> </ul>
7月中旬～ 8月中旬		<b>パブリックコメント①の実施（骨子案）</b> 【1か月間】
<b>9月定例会中</b>	↕ 数回	<b>パブリックコメント①回答案・条文案の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員間討議</li> <li>・ 議長の承認</li> <li>・ 各会派政務調査会長会議：条文案の説明</li> </ul>
10月中旬 10月中旬～ 11月中旬		<b>パブリックコメント①の結果公表（骨子案）</b> <b>パブリックコメント②の実施（条文案）</b> 【1か月間】
<b>11月定例会中～</b> R7.1月	↕ 数回	<b>パブリックコメント②回答案・条文案（最終）の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員間討議</li> </ul>
<b>2月定例会中</b>		<b>議案の提出～審議～採決</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営委員会（開会日前日 or 一般質問最終日前日）</li> <li>・ 本会議：提案理由説明、常任委員会への付託</li> <li>・ 常任委員会：審査、採決</li> <li>・ 本会議（最終日）：報告、採決</li> </ul>
3月下旬		<b>パブリックコメント②の結果公表（条文案）</b>
3月下旬		<b>条例公布</b>